成年後見制度に関する

ご相談・お問い合わせは こちらの窓口へ

伊那市	h役所福:	祉相談課
ויונו לו	17 1 <i>X</i> 1 / 1 1 1	

●駒ヶ根市役所地域保健課

●辰野町役場保健福祉課

箕輪町役場福祉課

●飯島町役場健康福祉課

南箕輪村役場健康福祉課

中川村役場保健福祉課

宮田村役場福祉課

伊那市社会福祉協議会

駒ヶ根市社会福祉協議会 TEL 0265-81-5900

●辰野町社会福祉協議会

●箕輪町社会福祉協議会

●飯島町社会福祉協議会

● 南箕輪村社会福祉協議会 TEL 0265-76-5522

中川村社会福祉協議会

● 宮田村社会福祉協議会

TEL 0265-78-4111代

TEL 0265-83-2111代

TEL 0266-41-1111代

TEL 0265-79-3111代

TEL 0265-86-3111代

TEL 0265-72-2104代

TEL 0265-88-3001代

TEL 0265-85-4128代

TEL 0265-96-8008

TEL 0266-41-4500

TEL 0265-79-4180

TEL 0265-86-5511

TEL 0265-88-3552

TEL 0265-85-5010

●上伊那圏域障がい者 総合支援センターきらりあ

TEL 0265-74-5627

■上伊那成年後見センター (受託者 伊那市社会福祉協議会)

〒396-0023 伊那市山寺298-1 伊那市福祉まちづくりセンター内 TEL 0265-96-8008 / FAX 0265-98-0363



たとえばこんな時、

成年後見制度を考えてみませんか?

法定後見制度

高齢でひとり暮らし。 最近、物忘れがひどくなってきたみたいで…。

松子さんは、ご主人を亡くしてから 長年ひとり暮らし。娘さんは隣町で家 庭をもっており、松子さんにも一緒に 住もうと勧めましたが、松子さんは住 みなれた家がいいと言います。電話で はいつも元気な声で、娘さんも安心し ていました。

久しぶりに娘さんが松子さんを訪ね てみると、家の中に真新しい羽毛布団 や浄水器、封も切っていないたくさん の健康食品が!請求書も何通も届い ていますが、松子さんは「この頃優し い男の人がよく来てくれるよ」と言い、 商品を買ったことはよく覚えていない 様子です。冷蔵庫は消費期限の過ぎた 食品でいっぱいです。

通帳も失くしてしまったと言うので、 娘さんはあわてて松子さんと銀行へ再 発行の手続きに行きました。すると窓 口の職員から、「この頃通帳や印鑑を 失くしたと言って、何度も手続きにみえ ていますよ | と聞いて、娘さんはますま す心配になってしまいました。

松子さんを説得し、大事な通帳や印 鑑はとりあえず娘さんが預かることに しましたが、松子さんはまだ今の家で 暮らし続けたいと言っています。



娘さんは、市役所の地域包括支援センターに相談に行きました。そこで成年後見制度の利用を勧められ、自分 が申立人となって、家庭裁判所に後見開始の申立てをしました。

数か月後、娘さんが松子さんの成年後見人に選任されました。娘さんは松子さんに代わってヘルパー事業所と契約を し、買い物や調理を依頼しました。松子さんが自分でセールスマンと契約をしてしまっても、成年後見人である娘さんが 取消すことができるようにもなりました。娘さんは前より頻繁に実家を訪ね、松子さんができるだけ長く、安心して家で 暮らせるように見守っていきたいと思っています。

法定後見制度

障害があっても、 地域で安心して自分らしく暮らしたい…。

タケオさんは、中度の知的障害があり、絵を描くことが 大好きです。養護学校を卒業してからは高齢のお母さん と暮らしながら、障害者就労センターに通っています。

ある休日、街に出かけたタケオさんは、親しげに近づい てきた女性に「近くで絵の展覧会をやっているからぜひ見 ていって」と誘われ、見てみたくなったので一緒に行きま した。お茶を飲みながら、高額な絵の購入を勧められ、断 りきれず分割払いで購入する契約をしてしまいました。



困ったタケオさんはお母さんに打ちあけ、一緒に消費生活センターに相談に行きました。幸い、今回の契約は取 り消すことができましたが、お母さんは今後もまた騙されるようなことがあってはと心配になってきました。障 害者総合支援センターに相談すると、成年後見制度の利用を勧められました。お母さんは、将来タケオさんがグループ ホームなど福祉サービスを利用しながら生活していくようになる時に備え、社会福祉士を保佐人とする保佐開始の申立て をすることにしました。

数か月後、家庭裁判所の審判が下りました。これからは保佐人が同意せずにタケオさんが高額の契約をしてしまった時 には、タケオさんか保佐人が取り消すことができます。また、保佐人は就労センターや障害者総合支援センターとも連携 を取りながらタケオさんの生活を見守り、いずれ他の福祉サービスが必要になった時には、タケオさんの意思を尊重しな がら適切な手続きを取ってくれることになりました。

今はタケオさんも安心して、自分のペースで仕事や趣味を楽しんでいます。

法定後見制度 任意後見制度

高齢のふたり暮らし。夫が急に倒れてしまった!

梅代さんは夫とふたり暮らしです。子どもはいません。 夫は足腰が弱ってきて週に2回デイサービスに行ってい ますが、住みなれた家で穏やかに生活していました。

ある日、夫が急に倒れ、救急車で運ばれた病院で脳梗 寒と診断されました。入院して数か月が経ち、梅代さん はリハビリ中の夫の代わりに銀行へ行き、入院費に充て るために夫名義の定期預金を解約しようとしました。す ると窓口で、「たとえ奥さんでも、成年後見人でなければ 解約はできません」と言われ、困ってしまいました。



梅代さんは夫のケアマネジャーに相談し、役場の地域包括支援センターに行って成年後見制度の説明を受け ました。梅代さんが申立人になるつもりですが、梅代さんも高齢なので、自分が成年後見人になってもいつま でできるか心配です。相談の結果、申立書類の作成を依頼した司法書士が、成年後見人を受任することになりました。

家庭裁判所の審判が下り、夫の成年後見人となった司法書士は、梅代さんと相談しながら必要な支払いなどをしてく れるようになりました。心配していた定期預金の解約もできました。

梅代さんは退院してきた夫を介護しながら元気に生活していますが、将来自分が倒れたり認知症になってしまった時 のことも考えておきたいと思うようになりました。そこで夫の成年後見人である司法書士に相談にのってもらい、自分の 任意後見制度の手続きと遺言状の作成、見守り契約を依頼しました。

成年後見制度は、

認知症や障害などによって判断能力が不十分になって しまった方が 安心してその人らしく暮らしていけるよう、法律的に守る制度です。



させて いただき

対象になるのはどんな人?



認知症・知的障害・精神障害などによって、生活に必要な契約行為 や財産管理などの内容を十分理解して行えなくなった方です。

すでに判断能力が低下している方を対象とする法定後見制度と、 将来判断能力が低下してしまった時に備える任意後見制度の2種類 があります。



支援してくれる人は誰ですか? どのように決まるのでしょうか?



法定後見制度では、ご本人を支援するのにもっとも適切と思われる人を、家庭裁判所が選任しま す。後見人等にはご親族のほか、弁護士・司法書士・社会福祉士などの第三者や法人が選任される こともあります。また、必要に応じて複数の後見人等が選任される場合もあります。

任意後見制度では、ご本人があらかじめ決めておいた 「任意後見受任者」が、判断能力が低下す る前に決めておいた内容に沿って支援を行います。

●すでに判断能力が低下してしまっている方が対象となります。 申立て(※1) によって家庭裁判所が後見人等 (成年後見人、保佐人、補助人)を選任します。

※1:申立てができる人は、ご本人・配偶者・4親等内の親族・市町村長などです。

●ご本人の判断能力に応じて、「補助」・「保佐」・「後見」の3つの類型があります。ご本人の判断能力がどの 類型にあてはまるかは、医師の診断書や調査をもとに家庭裁判所が決定します。

●後見人等には、ご本人に代わって契約などの法律行為や財産管理をする「代理権」、ご本人が自分で 法律行為をする際にご本人にとって不利益にならないか検討して同意をする「同意権」、同意なく 行われた不利益な法律行為を取り消すことのできる「取消権」が与えられます。後見人等は、 ご本人の意思を尊重し、ご本人に不利益が生じないように配慮しながら必要な支援を行います。



同意権 取消権

	補助	保佐	後見
対象となる方	ご自分に関する契約行為や 財産管理について、おおむ ね適切にできるが支援が必 要な場合がある方	ご自分に関する契約行為や 財産管理について、適切な 判断をするのが困難で多く の支援が必要な方	ご自分に関する契約行為や 財産管理について、ほとん ど常に適切な判断ができな い状態の方
申立時のご本人の同意	必 要	不 要	不 要
支援する人	補助人	保佐人	成年後見人
支援者に与えられる 代理権の範囲	本人の同意を得て申立てを 行い、家庭裁判所が決定し た法律行為	本人の同意を得て申立てを 行い、家庭裁判所が決定し た法律行為	ご本人の財産に関するすべ ての法律行為
支援者に与えられる 同意権取消権の範囲	本人の同意を得て申立てを 行い、家庭裁判所が決定し た法律行為	法律で定められた重要な 行為 ^(※2)	日常生活に関する行為を除 いた、ご本人に関するすべ ての法律行為 (*3)

※2:保佐人に与えられる同意権・取消権の範囲…借金、訴訟、相続の承認や放棄、家の新築・増改築など

※3:日常生活に関する行為…通常の生活に必要と思われる範囲の日用品の購入など

将来認知症などで判断能力が低下してしまった時に備えて、元気な うちに自分自身で将来支援してもらいたい人や支援してほしい内容を 決め、その人と公正証書により任意後見契約を結んでおきます。

ご本人の判断能力が低下した時には、あらかじめ決めておいた内容 の支援を受けることができます。

任意後見人には同意権・取消権はなく、代理権のみが与えられます。

【任意後見制度を利用する場合の費用】

●公正証書作成手数料 契約1個につき11.000円

●謄本交付手数料 証書1枚につき250円×謄本3通分

契約1個につき1,400円 ● 登記嘱託手数料

● 登記費用 印紙代2,600円、書留郵便料約600円

●公証人が出張する場合は日当(4時間まで1万円)、交通費実費

今のうちに お願い

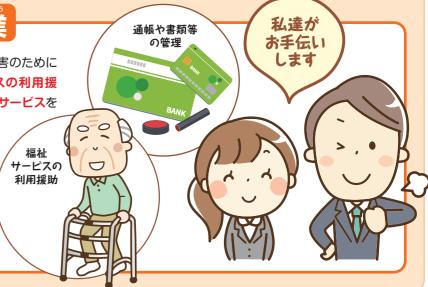
※遺言作成や見守り契約を同時に依頼する場合も 多いので、詳しくは司法書士などに個別に お問い合わせください。

成年後見制度の他にも、ご本人の権利を守る制度があります。

社会福祉協議会では、認知症や知的・精神障害のために 判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援 助・日常的な金銭管理・通帳や書類等の預かりサービスを 行っています。

ご本人が支援の内容を理解でき、社会福祉 協議会との契約が可能であることが条件とな ります。ご利用には、所定の利用料(支援に かかった時間+移動距離) がかかります。

詳しくは、最寄りの社会福祉協議会にお問 い合わせください。



成年後見制度利用手続きの流れ

法定後見制度

判断能力が不十分な状態



家庭裁判所への 後見・保佐・補助の開始申立て

【申立てに必要な主な書類と費用】

- 申立書
- ●医師の診断書(所定の様式) 8,000~10,000円
- ●申立手数料(収入印紙)
- ●登記手数料(収入印紙)
- ●郵便切手
- ●ご本人、申立人、後見人等候補者の戸籍謄本など
- ※申立費用は、原則として申立人の負担となります。

任意後見制度

判断能力が十分ある状態のとき に、公正証書で任意後見人になっ てほしい人と契約を結びます。

支援してもらいたい内容・任意 後見人への報酬などもあらかじめ 決めておきます。



ご本人の判断能力が 低下してきた時



家庭裁判所への 任意後見監督人選任の申立て

※申立てができる人は、ご本人・配偶者・ 4親等内の親族・任意後見受任者です。



家庭裁判所による、ご本人や申立人・後見人等候補者への 調査や面接が行われます。

800円

2.600円

3.750円



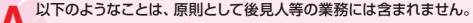
成年後見人・保佐人・補助人 (法定後見の場合)が 決定します。



任意後見監督人 (任意後見の場合)が 決定します。

○ 8 △ 成年後見制度 よくある質問

後見人等ができないこともあるのでしょうか?



- ●日常的な介護、日用品などの買い物
- ●手術・延命治療などの医療同意をすること
- ●結婚、離婚、養子縁組、子の認知、遺言に関すること
- ●保証人や身元引受人になること
- ●死後の葬儀や埋葬

お金が

ありません

など

L7

下さい

成年後見制度を利用することで、ご本人が受ける制限などはないのでしょうか?

【補助・保佐】特にご本人が制限を受けることはありません。 見】ご本人は印鑑登録ができなくなります。

なお、後見・保佐・補助の審判を受けると、東京法務局が管理する「後見登記等ファイル」に登記されます。 ご本人の戸籍に記載されることはありません。

後見人等には報酬を払わなくてはならないと聞きました。 報酬の金額はどのように決まるのですか?

報酬の金額は、ご本人の資力や後見人等の 行った事務や生活支援の内容に応じて 家庭裁判所が決定します。

成年後見制度を利用した方がよいと思うのですが、 申立てをできる親族がいません…。

身寄りがいない等の理由で、申立人になれる人がいない場合は、市町村長が法定後見開始の審判 の申立てをすることができます。まず、お住まいの市町村役場・社会福祉協議会にご相談ください。





親族で後見人になれる人がいません。 専門職にお願いする心当たりもないのですが…。

後見人等の候補者がいない場合は、お住まいの 市町村役場・社会福祉協議会にご相談ください。 ※伊那市社会福祉協議会では、他に適当な後見人等の候補者が いない方の法人後見を受任しています。法人後見受任に際しては 所定の審査などの手続きが必要となります。

成年後見制度と日常生活自立支援事業、 どちらを使った方がいいのかよくわかりません。

> お住まいの市町村役場・社会福祉協議会に、 まずはご相談ください。 ご本人の判断能力や困っておられることの内容、生活の 状況などをお聞きしながら、ご本人が最も安心して 生活できる方法をいっしょに考えていきましょう。